

環境省施策体系及び目標体系

：各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

基本施策 - 5 環境アセスメント

- 5 (1) 環境影響評価制度の運営及び充実

規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価法に基づく環境影響評価の適切な実施により、環境保全上の適切な配慮を確保する。

下位目標

事業者によって適切な手法により環境影響評価が行われるよう、必要な情報や技術手法等の基盤整備を行う。

下位目標

国民に環境影響評価制度が理解され、適切な意見が提出されるとともに、国及び地方公共団体によって適切な審査を行う。

- 5 - (2) 戦略的環境アセスメントの推進

国や地方公共団体の政策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）及び政策について、環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムの導入を推進する。